

令和 6 年度

主 要 事 務 事 業

D X ・ 地域行政 ・ 公共施設整備等推進特別委員会

目 次

国公有地等の跡地利用（政策企画課）	1
公共施設等総合管理計画の推進（政策企画課、公共施設マネジメント課）	8
D X の推進（D X 推進担当課）	9
標準準拠システムへの移行推進（D X 推進担当課）	14
庁舎整備の推進（庁舎管理担当課、庁舎建設担当課）	15
庁舎の維持管理の効率化（庁舎管理担当課）	17
公共建築保全業務の推進（公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、施設営繕第二課）	18
地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進（地域行政課）	21
システム標準化・「書かない窓口」の実現（住民記録・戸籍課）	22
くみん窓口・出張所の窓口の改善（住民記録・戸籍課、各総合支所区民課）	23
マイナンバー制度の運用（マイナンバー担当課）	24
マイナンバーカードの交付促進（マイナンバー担当課）	25
参考資料	
基本計画の推進【D X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分】	26
新たな行政経営への移行実現プランの推進 （各総合支所、政策経営部、D X 推進担当部、施設営繕担当部、地域行政部） 【D X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分】	27

令和6年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課）	大規模な国公有地の跡地利用等について、地域特性などに応じ、開発誘導方針等に基づき、土地利用の適切な誘導等を図る。	—	【主な跡地等の状況】 1. 国立医薬品食品衛生研究所（旧称「国立衛生試験所」） （経過） 上用賀一丁目18番1号 30, 664㎡ ・平成24年9月 神奈川県川崎市への移転を公表 ・平成30年1月 移転が完了。跡地については、更地にして財務省に引き継ぐため、建物解体工事及び土壌汚染対策工事を決定。 ・令和2年4月～ 跡地について、更地にして財務省に引き継ぐため、建物解体工事に着手。 ・令和5年3月 地下埋蔵物が確認されたことから、必要な調査や準備等を経る必要が出たため、一旦工事を中断。 ・令和6年度～ 解体撤去工事を再開予定。 （次頁に続く）

令和6年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			（取組み） ・平成16年1月 当該地を含む約8.4haの区域について、 地区計画の決定。 ・平成18年11月 地区計画の変更。 ・平成30年7月 地区住民で構成される上用賀一丁目まち づくり協議会より、上用賀一丁目地区全体 の街づくりルールが記載された街づくり提 案書（追加）の提出。世田谷区街づくり条 例に基づき受領。 ・令和元年8月 地区計画等変更（たたき台）意見交換会 ・令和元年12月 地区計画変更（素案）説明会 ・令和2年2月 地区計画変更（原案）説明会 ・令和2年12月 地区計画の変更を都市計画決定 （次頁に続く）

1. 国立医薬品食品衛生研究所(旧称「国立衛生試験所」)
 上用賀一丁目18番1号 30,664m²

【位置図】



【敷地区域図】



令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			2. 国家公務員宿舎削減計画関係 「国家公務員宿舎の削減計画」で廃止対象となっている区内44宿舎について、新たに処分等が決定された場合には、跡地活用の検討をしていく。 （経過） ・平成18年度 国家公務員宿舎の移転・再配置と跡地利用に関する有識者会議の報告 ・平成23年12月 財務省が「国家公務員宿舎の削減計画」を公表 ・平成26年3月 本削減計画で廃止対象となっている宿舎について検討を行い、保育施設や高齢者施設、公園などで跡地活用を図るため、14宿舎（約7.8ha）の要望書を東京財務事務所長あて提出 （参考）保育待機児童対策のため、5宿舎の活用については先行して要望 （次頁に続く）

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			・平成 2 8 年 1 月 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、財務省により定期借地権による国有地の減額貸付等が実施され、国有地の更なる活用が進められることとなった。 ・平成 2 8 年 6 月 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことから、保育施設整備に係る更なる国有地の活用策が示されている。 《要望宿舎 1 4 箇所及び先行要望 5 か所の処分状況》 ①区の要望に沿って処分等方針が決定済み（処分済含む）： 1 6 箇所 ②東京都への処分等方針が決定済み： 1 箇所 ③ 一般処分済み： 2 箇所 （次頁に続く）

令和6年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			3. 国有地の留保財産 区内の国有地において留保財産の選定や新たな国有地の処分等が決定された場合には、国の利用方針の策定にあたり、導入すべき機能、公共施設の要否などについて検討を行う。 （経過） - 令和元年6月 財務省は、財政制度等審議会答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し（留保財産）、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことにより、有効活用（最適利用）を図ることとした。 - 令和元年12月 国有財産関東地方審議会により、区内においては1箇所が留保財産に選定することを認める答申がされた。 （次頁に続く）

令和6年度主要事務事業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国公有地等の跡地利用 （政策企画課） （続き）			《区の留保財産の選定状況》 深沢三丁目6番4、5号（約1,955㎡） 1箇所 （経過） ・令和4年7月 関東財務局により、建物等解体撤去工事に着手。 ・令和4年12月 区の行政需要に応える跡地活用として、障害者施設を整備する方針を決定。 ・令和5年1月 関東財務局より、利用要望についての照会があった。契約条件は定期借地のみ。 ・令和5年4月 上記の方針決定を踏まえ、関東財務局へ要望書を提出。 ・令和5年6月 関東財務局より、当該地の貸付に関する決定通知を受領。

令和6年度主要事務事業

政策経営部、施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共施設等総合管理計画の推進 （政策企画課） （公共施設マネジメント課）	将来的な財政見通しを踏まえ、公共施設を適切に管理、保全、更新するため、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを推進する。	—	1. 公共施設等総合管理計画の推進 新たな施設需要への対応や、築65年を迎える建物の改築が本格化する公共施設を取り巻く状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）の取組みを着実に推進する。 （1）建物の取組み 施設の改築に合わせた複合化や既存施設のさらなる有効活用、民間機能の活用等により新規施設数及び建物面積の増加を抑制していくとともに、長寿命化改修や効果的で効率的な整備の実施、包括管理業務委託等の新たな維持管理手法の導入により効率的な維持管理に取り組み、計画的な改築や更新等を進めていく。 （2）都市基盤施設の取組み 既存施設の適切な管理に取り組むとともに、新たな道路や公園等の計画的な推進、適正な施設維持に向けた修繕・改修整備の加速を図りながら、総合的な取組みを進めていく。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

D X 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	D X の推進 (D X 推進担当課)	「世田谷区 D X 推進方針 Ver. 2」に基づき D X の推進を図るとともに、新たな行政経営への移行実現プランに掲げるデジタル技術を活用した取組みについても、各部への連携・支援に取り組む。	7,502,516 千円	1. 「世田谷区 D X 推進方針 Ver. 2」に掲げる 3 つの方針に基づく取組み (1) 「行政サービスの Re-Design」、「参加と協働の Re-Design」、「区役所の Re-Design」の 3 つの方針に基づき、着手できるところからスモールスタートし、トライアンドエラーによる改善、共有等により各部の取組みを支援する。 (2) 区政のあらゆる分野において、改革を加速する 3 つの考え方・アクションを反映し、区民に十分な満足を実感いただける行政サービスの実現を目指す。 ・サービスデザイン志向で、変わる、変える ・デジタルファーストで、変わる、変える ・ワークスタイルを変える (3) 全庁体制としての D X 推進委員会及び委員会のもとに置く取組みごとのプロジェクトチームにおいて、検討・改善を進め、進捗管理する。 (次頁に続く)

令和6年度主要事務事業

D X推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	D Xの推進 （D X推進担当課） （続き）			2. デジタル人材の育成 （1）区職員に対してD Xの推進に必要なマインドや基礎知識の習得を目的とした啓発・研修を実施する。 （2）全職員のI Tリテラシーの向上や「D X推進リーダー」の育成を図ることにより、各部が主体的にD Xの推進に取り組む体制づくりを行う。 3. データ利活用の推進 オープンデータを推進するとともに、E B P M（Evidence Based Policy Making）推進のためのデータ利活用基盤の構築準備を進める。 （次頁に続く）

令和6年度主要事務事業

D X推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	D Xの推進 (D X推進担当課) (続き)			4. 業務の見直しの推進 (1) 業務プロセス全体を見直し、オンライン申請や身近なコミュニケーションツール（LINE等）などを利用し、U I /U Xの向上を図る。 (2) R P A (Robotic Process Automation) やO C R (紙帳票のデータ化) の活用など、業務の効率化に取り組む。 (3) 庁内における生成AIの利用について研究・検証を継続し、内部事務の更なる効率化を図る。 5. 手続きオンライン化の促進 (1) 各所管業務における区民からの申請・届出等の手続きのオンライン化をさらに促進するよう、各部への支援、環境整備を行う。 (2) GovTech東京と連携し、次期共同運営電子申請サービスへの円滑な移行を行う。 (次頁に続く)

令和6年度主要事務事業

DX推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	DXの推進 (DX推進担当課) (続き)			6. 次期情報化基盤の整備 (1) 国の情報セキュリティポリシー改定に伴い情報セキュリティ対策の更なる強靱化を行う。また、段階的にネットワーク分離の徹底を行う。 (2) 職員のDX推進を支えるコミュニケーション環境、ペーパーレス環境及びモバイルワーク環境の整備・拡充を進めるため、約300拠点の次期情報化基盤整備（事務用無線LAN環境の構築等）を進める。 (3) 通信回線の見直しや冗長化対策の強化を行い、ICT-BCP対策の強化を進める。 (次頁に続く)

令和6年度主要事務事業

D X推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	D Xの推進 （D X推進担当課） （続き）			7. 情報セキュリティ強化対策 （1）情報システムに対するサイバー攻撃等の事案が発生した際に、状況の把握、被害拡大防止、復旧、再発防止を的確に行うためのC S I R T（Computer Security Incident Response Team）を引き続き設置し、定期的な訓練を実施する。 （2）ネットワーク、クライアント及びサーバーを総合的に監視し、インシデント発生時に即時対応するためのS O C（セキュリティオペレーションセンター）を設置し、C S I R Tと連携したセキュリティ対策を行う。 8. 各部のD Xの取組みへの支援 課内に5領域別にD X支援のグループを設置し、政策経営部などとも連携しながら、各部のD Xの取組みについて、提案や支援の機能を強化する。

令和6年度主要事務事業

DX推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	標準準拠システムへの移行 推進 (DX推進担当課)	区のスケジュールに従い、令和7年1月の第1期業務移行及び連携基盤導入、8年1月の第2期業務移行に向けて、国等の動向を踏まえ、所管課の取組みを支援しながら標準準拠システムへの移行を円滑に進める。 また、令和7年度末までに対応可能な事業者（ベンダ）が存在しないことから、移行困難となったシステムについては、移行に向けて候補事業者との調整を進める。	3,288,187千円	1. 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により対象となる住民記録・税・福祉等の18業務について、法に適合する標準準拠システムへの移行を進める。 2. 令和6年度及び令和7年度の2段階に分けて標準準拠システムへ移行することを想定し、国や事業者（ベンダ）の動向を踏まえて柔軟に対応を検討しながら、移行に係る作業を進めていく。 3. 移行困難システムについて、引き続き候補事業者へのヒアリングを実施し、新たな移行期限を設定のうえ、移行に係る作業を進めていく。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	庁舎整備の推進 (庁舎管理担当課) (庁舎建設担当課)	世田谷区本庁舎等整備工事を安全かつ着実に進めるとともに、1 期棟竣工に伴う部署移転等を計画的に実施する。 工事期間中も本庁舎機能を維持するため、新旧庁舎を適正に維持管理するとともに、庁舎利用者の安全対策に万全を期す。 令和 6 年 3 月 1 日締結の工期延伸に係る違約金等に関する合意書を踏まえ、今後の区損害賠償の請求に向けて、損害額を数値化の上、根拠資料と併せて、大成建設に提示し、積み上げを行う。	5,366,613 千円 (繰越明許費 2,939,886 千円 含む) ※令和 5 年度の本庁舎等整備工事が延伸したことにより、工事請負費及び新庁舎移転に関わる契約を複数繰越した。	1. 本庁舎等整備工事の推進 2 期工事の着工にあたり、部署移転等の関連事業との調整を確実に行う。本年 5 月の本格着工以降は、庁舎運営や近隣への影響、庁舎利用者の安全確保に十分留意する。併せて、工事の安全管理、工程管理、品質管理を徹底する。 2. ローリングに係る部署移転の実施 ・ 2 期工事で解体する第一・第三庁舎から、新庁舎 1 期棟、第二庁舎 4、5 階への部署移転を、区民サービス及び工事工程に支障を与えないよう、滞りなく行う。 ・ 部署移転に伴う什器の搬入やブラインドの設置、I P 電話の設置、インフラ切り替え等を確実に遂行する。 ・ ホームページ、広報紙等により、適時適切な周知を図る。

(次頁に続く)

令和6年度主要事務事業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	庁舎整備の推進 （庁舎管理担当課） （庁舎建設担当課） （続き）			3. 工事期間中の本庁舎等維持管理 ・ 1期棟完成後も、令和8年度の2期工事完了までは、第二庁舎を使用するため、敷地外の分庁舎と併せ、定期的な保守点検を行い、計画的かつ適正に管理する。 ・ 工事の進捗や部署移転に合わせ、案内サインを適宜更新し、来庁者が円滑に目的地に到達できる環境を維持する。 4. 工期延伸に伴う損害額の積み上げ 令和6年3月1日締結の合意書に基づき、区の損害額について、適時、大成建設に示しながら、今後の請求に向けて積み上げを行う。併せて、現在数値化されていない損害の算出方針をまとめる。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
新規	庁舎の維持管理の効率化 (庁舎管理担当課)	本年 4 月より、新庁舎 1 期棟での総合管理委託を開始した。 総合管理委託事業者との綿密な連携のもと、区民サービスの充実に資する新庁舎の維持管理に取り組む。 併せて、新庁舎 2 期棟が完成し、旧庁舎の供用が廃止となる次の段階での、更なる効率化を目指す。	351,607 千円	1. 効率的で適正な維持管理の実現 - 設備の保守点検や運転監視、清掃、保安警備等、旧庁舎では 60 以上にわたる業務委託契約のもと行っている業務を、新庁舎では契約を一本化し、業務を集約することにより、施設の性能を最大限に発揮させ、効率的な維持管理の実現を図る。また、第二庁舎等の旧庁舎の併存があるため、本庁舎機能が一体的になるよう、連携した適正な維持管理を目指す。 2. 総合管理業務委託への段階的な移行 - 新庁舎の段階的な完成に併せて総合管理の対象エリア、業務範囲を拡張する。同時に、旧庁舎での管理体制を縮小し、令和 8 年度に第二庁舎等の供用を廃止する段階で個別業務委託を終了し、総合管理業務委託の拡充を図る。

令和6年度主要事務事業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共建築保全業務の推進 （公共施設マネジメント課） （施設営繕第一課） （施設営繕第二課）	公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）に基づき、良好な建物のストックを形成・維持し、コスト管理を推進する。 あわせて、工事の安全管理とスケジュール管理を徹底し、円滑な事業推進を図る。	325,504千円 （施設営繕担当部予算）	1. 建設コスト管理 （1）工事価格の適正化 （2）標準建設予算単価の運用及び改訂 （3）公共施設設計標準仕様書の活用 2. 既存施設の適正管理 （1）修繕工事の適正見積の相談・確認 （2）予防保全のための中長期保全の推進 （3）施設経営情報システムの活用推進 3. 「公共施設等総合管理計画」「建物整備・保全計画」に基づく取組みと進行管理等 （1）新たな計画に基づいた公共施設の整備、保全、利用促進等の方針について着実な推進を図ると共に、政策経営部と連携しファシリティーマネジメントの推進体制を構築する。 （2）施設整備シミュレーションの更新・実績情報精査、シミュレーション手法の検証・見直し支援、新たな技術的手法の検討及び推進 （次頁に続く）

令和6年度主要事務事業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共建築保全業務の推進 （公共施設マネジメント課） （施設営繕第一課） （施設営繕第二課） （続き）			4. 公共施設における量・質の適正化 （1）公共施設整備における相談・技術支援 （2）維持管理経費の適正化（ESCO事業の推進、電力自由化の対応、維持保全業務の適正化等） （3）「施設の財務データ等の分析実施要領」に基づく新公会計制度を活用した、施設の運営改善の取組み 5. 公共施設マネジメント推進のための環境整備 （1）公共施設白書データの管理・活用 （2）新公会計制度による財務データの連携 （3）公共施設マネジメントに関する情報発信の充実 6. 公共建築物のZEB化の推進 世田谷区公共建築物ZEB指針に基づくZEB化の支援・推進等 （次頁に続く）

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共建築保全業務の推進 （公共施設マネジメント課） （施設営繕第一課） （施設営繕第二課） （続き）			7. 設計の実施予定案件（69件） （以下主なもの） ・世田谷区立弦巻中学校改築実施設計 ・世田谷区立奥沢中学校改築基本設計（2年目）、実施設計（1年目） ・（仮称）世田谷区立九品仏地区児童館・保育園複合施設新築工事に伴う基本設計 8. 営繕工事の実施予定案件（230件） （以下主なもの） ・世田谷区立池之上小学校改築工事 ・世田谷区立梅丘図書館改築工事 ・世田谷区立瀬田小学校改築工事 ・世田谷区立砧南中学校内部改修及び給食室改修工事 ・世田谷区営八幡山三丁目第二アパート外壁改修工事 9. 支援業務(保全コールセンター)

令和6年度主要事務事業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進 (地域行政課)	地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進	—	1. 地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進 地域行政推進条例第19条に基づく、地域行政の推進に関する施策等を進める上での基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取り組み等を明らかにする地域行政推進計画（令和6年度～令和9年度）に基づき、地区・地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりの推進を図るとともに、推進状況についての進行管理を行う。 ＜施策体系＞ （1）地区・地域課題の解決 （2）多様なコミュニティづくりと区民参加の推進 （3）地域福祉の推進（地域包括ケアの地区展開の充実） （4）地域防災力の向上 （5）安全で魅力的な街づくり （6）行政サービスの向上 （7）地域行政の運営体制の充実

令和6年度主要事務事業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	システム標準化・「書かない窓口」の実現 （住民記録・戸籍課）	令和7年1月に実施する、住民記録・印鑑システムの標準化ならびに「書かない窓口」の導入により、くみん窓口および出張所等で取り扱う窓口業務を効率化し、区民サービスの向上を図る。	279,111千円	1. 住民記録・印鑑システムの標準化 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年1月から国が提示する標準仕様に準拠した住民記録・印鑑システムへの移行を行う。このシステムを用いて円滑に窓口業務を行うための検討を行い、所要の環境整備を行う。 2. 「書かない窓口」の導入 令和7年1月から、住民基本台帳事務において届出人が届書を自書することを必要としない、いわゆる「書かない窓口」を導入する。実施にあたっては、各窓口のレイアウトを見直すとともに、住民基本台帳事務以外の業務も含めて円滑な対応ができるような受付フローの構築を行う。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部、各総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	くみん窓口・出張所の窓口 の改善 (住民記録・戸籍課) (各総合支所区民課)	例年 3 月、4 月に混雑期を 迎えるくみん窓口・出張所の 混雑解消を図り、区民の利便 性を向上させる。	—	1. くみん窓口・出張所の窓口の改善 「書かない窓口」の実現や、「世田谷区マイ ナンバーカードセンター」の開設等を通じて 引き続き窓口混雑の緩和や区民利便性の向上 を図る。

令和6年度主要事務事業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	マイナンバー制度の運用 （マイナンバー担当課）	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、マイナンバー制度を適正に運用する。	216,998千円	1. 個人番号の通知（平成27年10月～） 2. 個人番号の利用及びマイナンバーカード（個人番号カード）の交付（平成28年1月～） 3. マイナンバー制度及び情報連携の運用 （1）個人番号を扱う事務及び情報提供ネットワークシステムで情報提供する事務への対応 （2）特定個人情報保護評価の実施（定期的な見直し等）、特定個人情報のセキュリティ対策の実施 4. マイナンバーカードの利活用の検討 （1）マイナポータルを活用したオンライン手続きの拡充 （2）マイナンバーカード健康保険証利用・公金受取口座登録支援

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	マイナンバーカードの交付促進 (マイナンバー担当課)	マイナンバーカードの交付促進を図る。 国外転出者のマイナンバーカード交付や令和 7 年度から見込まれる電子証明書更新ピークに対応するため、体制の強化を図る。	436,573千円	1. カード交付促進の取組み 令和 6 年 3 月末現在 累計696,053枚交付 (1) マイナンバーカードセンターの開設・運営（三茶昭和ビル 3 階）【令和 6 年 7 月開設】 ※マイナンバーカード専用窓口（キャロットタワー 2 階）は令和 6 年 6 月閉鎖 (2) 臨時窓口の実施（平日・土日を問わず各地域を巡回） 2. マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーの拡充 電子証明書更新等の対応を行うまちづくりセンターを拡充する。(令和 6 年 2 月に 7 地区を拡充し現在 12 地区で実施。くみん窓口・出張所と 7 月開設のセンターと合わせ 23ヶ所で実施)

令和6年度主要事務事業

D X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及びD X ・地域行政・公共施設整備等推進に関連する分野別政策を推進する。	—	1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 （1）子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 （2）新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 （3）多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 （4）誰もが取り残されことなく生き生きと暮らせるための支援の強化 （5）自然との共生と脱炭素社会の構築 （6）安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 （1）福祉につながるネットワークの強化 （2）脱炭素化の推進 （3）地域コミュニティの促進

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所、政策経営部、D X推進担当部、施設営繕担当部、地域行政部（D X・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおけるD X・地域行政・公共施設整備等推進に関連する取組みを推進する。	—	1. 新たな仕組みづくり （1）情報発信・共有、問い合わせ対応における新たな仕組みの構築 （2）施設の有効活用 （3）時代に即した事業の再構築 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 （1）窓口サービスの向上 （2）申請・届出の利便性の向上 （3）身近な場所でのサービスの構築 3. 職員の時間の効果的活用 （1）D Xによる事務の効率化 4. 業務量増に対しての効率的対応 （1）新たな維持管理手法の検討・構築 5. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上） （1）強固な組織・体制の構築 （2）職員等の専門性の向上 （3）災害等に対する危機管理体制の強化